

生駒市水道事業管理規程第 1 号

生駒市水道事業事務決裁規程及び生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

生駒市水道事業代表者

生駒市長 小紫 雅史

生駒市水道事業事務決裁規程及び生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程

(生駒市水道事業事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 生駒市水道事業事務決裁規程（平成 2 8 年 4 月生駒市水道事業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 4 号中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

(生駒市企業職員就業規程の一部改正)

第 2 条 生駒市企業職員就業規程（昭和 4 3 年 4 月生駒市水道事業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第 1 5 条の 3 第 4 項中「2 時間（」の次に「労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 6 7 条の規定による育児時間、」を、「による部分休業」の次に「又は子育て部分休暇」を加え、「当該部分休業」を「当該育児時間、部分休業及び子育て部分休暇」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 1 5 条の 4 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子の養育をするため、1 日の勤務時間の一部につき

勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

4 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（労働基準法第67条の規定による育児時間、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該育児時間、部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第17条の見出し及び同条第1項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条第3項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は第15条の3第1項」を「、第15条の3第1項又は第15条の4第1項」に改める。

第20条の見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条第1項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第17条第3項の子育て部分休暇の承認を受けた職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- (2) 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

第22条第1項中「若しくは介護時間」を「、介護時間若しくは子育て部分休暇」に改め、同条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。